

令和5年度 第2回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和5年5月25日（木）9時30分～12時22分
開催場所	横浜市役所18階 みなと1・2・3会議室
出席委員	奥委員（会長）、菊本委員（副会長）、片谷委員、酒井委員、田中修三委員、田中伸治委員、中西委員、藤井委員、藤倉委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	上野委員、押田委員、五嶋委員、田中稲子委員
開催形態	一部非公開（傍聴者 5人）
議 題	1 （仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書について
決定事項	・令和5年度第1回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。 ・不開示情報に関する審議については非公開とすることを決定する。

議事

- 1 令和5年度第1回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。
※ 会議録確定後、本審査会中に委員より会議録訂正の申し出があり、審査会会長及び出席委員の同意を得て、訂正を行った。

2 議題

- (1)（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書について

ア 指摘事項等について事務局が説明した。

その中で、第1回環境影響評価審査会後に田中修三委員から送付された意見を紹介した。また、第1回環境影響評価審査会での上野委員の指摘について回答した。

【事務局】 指摘事項 6-2-2 について、この部分の質疑に関して長くなりましたので、奥会長の指示の下、事務局で調整することとなりました。審査会後に田中修三委員から意見の送付がございまして、指摘事項 6-2-2 にすでに記載しておりますが、この場で全文を読み上げさせていただきます。

河川の水質の影響評価において、次の点については予測の不確実性が否めないため、何らかの対応が必要と思われる。

1つ目、造成緑地と非改変区域の発生 SS を、植生の SS 除去効果を9割として 200mg/L としていること。国総研の植生効果は一例であり、標準化されたものではない。植生の SS 除去効果は植生の種類・状態、降雨条件及び土壌性状など、諸条件によって異なる。

2つ目、土地区画整理事業の土壌沈降試験、初期 SS2,000mg/L の除去率を SS9割除去後の土壌にそのまま適用していること。一般的に植生通過後の土壌粒子は裸地流出後の土壌粒子より粒径が小さいと考えられ、仮に同じ SS 濃度でも、沈殿池での除去率は植生通過後土壌の方が裸地流出土壌より低いと言える。

対応例としては、現予測の不確実性を補い、環境保全措置の効果を高めるため事後調査を実施する。その際、土地区画整理事業の事後調査結果を活用し具体的な調査計画を立てる、との御意見でした。

この意見を事業者伝えておきまして、本日補足資料8で説明があります。

【事務局】 指摘事項 8-3-1 について、この場を借りて御説明させていただきたいと思っております。

この件につきましては、土地区画整理事業の審査会で議論され、答申

に盛り込まれ、市長意見してございます。内容としましては、関係車両の騒音に伴う騒音予測では、一部の予測地点で環境基準を超過していることから、供用後における管理責任の所在を明確にし、供用時の状況に応じてモニタリングを実施するよう管理者に引き継いでくださいとさせていただきます。

それに対する事業者の見解ですが、評価書に記載した予測、評価の内容を本市の関係部局等に引継ぎ、モニタリングの実施など、適切な対応策が講じられるように努めますとございました。これに関しましては評価書に記載され、すでに公表されてございます。

この内容につきましては、本日、上野委員が御欠席とのことでしたので、あらかじめ御説明をし、御了解をいただいております。

イ 質疑、特になし

ウ 補足資料について事業者が説明した。

エ 質疑

【奥会長】 御説明どうもありがとうございました。それでは、委員の方からただいまの説明内容に対し、御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。挙手をしていただければ、私の方で指名をさせていただきます。いかがでしょうか。田中修三委員、どうぞ。

【田中修三委員】 どうも説明ありがとうございました。私の方からは、今日の補足資料の7番、8番ですかね、9番も関係するかな、それらに関することです。事務局からお話がありましたけれども、この件につきましては水質に限ったことではないですが、予測の不確実性をどう補うか、どう対処していくかということの問題に尽きるわけです。今回の水質についても浮遊物質量の濃度等に当然不確実性があるので、可能なあらゆることを、対策をとるようにしなければいけないわけです。事務局と何度かやりとりをしながら、今日説明していただきましたが事後調査をしっかりとやって、その中でとれる対策をしっかりとっていこうということではないかというふうに私も納得しておりますので、今日の説明でいいかと思います。

質問したいのが、今日の資料の9ページ、補足資料の9ページです。評価のところ（2）事後調査という説明が加わっているのですが、ここの部分は評価書もこのままで出るのであるのですか。

【事業者】 評価書におきましては、こちら表 8-1 の部分を修正した形で載せさせていただきますかと思っております。

【田中修三委員】 第8章の事後調査のところに入れるということですね。

【事業者】 はい。

【田中修三委員】 事後調査で対応するのですが、この事後調査は、本事業の事後調査はもちろんなのですが、先行している土地区画整理事業の事業調査の計画が出来上がって事後調査自体が始まると思うので、その結果を大いに活用するというので今日の説明にも入っているのですが、これを是非実行していただきたいのです。それに対して何か対策を、措置をとらなければいけない場合には措置を取ると。今回の事業でも環境保全のための措置は考えられていらっしゃると思いますが、この事後調査の結果を見て、特に先行している土地区画整理事業の事後調査の結果を見てですね、環境保全措置をさらに強化すると、徹底的にやるということをしつ

かりとやっていただきたいと思います。環境保全措置のところ、場合によっては必要に応じて凝集剤を添加して沈降性を高めるとか、そういうことは非常に良いことです。それプラスですね、応急処置になりますけども、例えば工事中のところ、どうしても流出のSS（濃度）が高くなってきているという場合は養生シートのようなものを被せて、雨天時に範囲が限られると思いますが、シートを被せてそのSSの流出を多少なりとも防ぐとか、そういった緊急対応も是非考えていただきたいと思いますので、いかがでしょうか。

【奥会長】 はい、いかがでしょうか。今の御要望に対して。

【事業者】 ありがとうございます。いただいた御意見等をですね、是非確認しながらやらせていただきたいと思っております。また土地区画整理事業の結果につきましては、当然事後調査結果等も我々の方で情報収集しながら適切な対応をとってまいりたいと思っております。またシート養生につきましても、雨天時とかですね、現場の状況に合わせて適切な対策をとっていききたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【田中修三委員】 はい、分かりました。

もう1点別件であるのですが、今日の指摘事項のところ、事務局から説明がございました指摘事項の私に関連したところです。指摘事項を出していただけますか、グリーンインフラのところを。

【事務局】 グリーンインフラといいますと、7ページの水循環の方になりますでしょうか。

【田中修三委員】 画面に出せますか。

【事務局】 画面の中間にございますが、7ページ3-2-2のところ、グリーンインフラで先生から御質問をいただいている状況ですが。

【奥会長】 指摘事項一覧が出てないですね。

【事務局】 画面に出ていませんか。

【田中修三委員】 出てないですね。

【事務局】 大変失礼しました。今、操作しております。

よろしいでしょうか。指摘事項7ページになりますが、3番の水循環の3-2-2、4月27日の審査会の際にグリーンインフラの効果を示していただきたいというふうに田中修三委員から御質問がございました。これについては事業者が検討中で、次回以降説明する形で調整しております。

【田中修三委員】 分かりました。それで、ここにあります3-2-2のアンダーラインが引いてあるところで、上から5行目ですかね、「施設を設けることによって流出量の増加や地下への浸透量が維持」と書いてあるのですが、私は流出量の増加といった覚えはあまりないのですけども。むしろ、流出量については減少ですので、流出量が増加するのではなくて、インフラ施設を設けることによって地下に浸透させることによって流出量は減るのですよね。

【事務局】 これは4月27日の会議録から概要を記載したものでございまして、会議録の方も流出量の増加という記載にしてございますが、これについては減少ということでしょうか。

【田中修三委員】 むしろ増加より減少ですね。

【事務局】 これにつきましては、先ほど会議録の修正の確認をお願いしてござい

ましたが、この場で修正という形になりまして、もし審査会の先生の全員の一致がございましたらという形になりますかと。

【奥会長】 そうですね、一度確定をしたので。

【事務局】 その件につきましては、事務局の方でどういう対応ができるかということをお考えしますので、補足資料の御質疑の方に一度戻っていただければと思います。

【奥会長】 今の 3-2-2 の御指摘については、回答を事業者の方で準備してくださっているということですので、次回以降で、田中修三委員よろしいですか。

【田中修三委員】 はい。

【奥会長】 流出量の増加ではなくて減少ということで、こちらの指摘事項等一覧はこの場で修正していただくというお願いはできるかと思えます。会議録案の方は一度確定してしまったので、再度修正してどうするかについては事務局の方で手順を整理してください。

【事務局】 はい。

【奥会長】 田中修三委員、他にございますか。

【田中修三委員】 いえ、結構です。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございました。では、横田委員お願いいたします。画面を先ほどの資料に切り替えてください。

【横田委員】 はい。(補足資料) 9 番以降は私が質問させていただいた内容が多いので、それぞれ質問させていただきたいと思えます。

まず大きな話からさせていただいた方がいいと思えますので、11 番の生態系ネットワークの話と、13 番の現況に近い状態に回復する具体的根拠という点についてお伺いしたいと思います。

まず 13 番の方なのですけれども、それぞれ割合の変化が見て取れるような表にはなっているとは思えます。特に重要なのは、表 13-1(3)にあります樹林が点在する広大な草地域がどのように変わるのかというところかなと思えます。この中で、特に面積の割合として占めるものが多いメヒシバ-エノコログサ群落、チガヤ群落、畑地が変化する先として書かれているのが、乾生草地、芝地、庭園等となっています。この乾生草地、芝地、庭園等は、種構成が変化と書いてありますけれども、種構成だけではなくて、環境そのものもだいぶ変化しているのだろうなというふうにも見て取れます。特に庭園に関しては、非常に大きな変化ではないかと思うのですが、これがどのような変化の割合かということをお面積として分けてカウントしないといけないのではないかと思いました。その点について、いかがでしょうか。

【奥会長】 はい、今の点についてお答えいただけますか。

【事業者】 少々お待ちいただけますでしょうか。事業内容の庭園等の面積の内訳につきましては提示できるかと思えます。

【横田委員】 12.97ha のうちの何 ha かお分かりになりますか。

【事業者】 申し訳ございません、現時点では、数字の方はまだ出せる状況にございません。

【横田委員】 このガーデンと書いてある範囲は庭園等に入りますか。

【事業者】 どちらの資料をご覧になりながら、ガーデンという話をいただいておりますでしょうか。17 ページの図をご覧いただいているのでしょうか。

- 【横田委員】 そうですね。例えば 14 ページの図 10-1 に様々な断面を書き添えておられますけれども、断面の中の黄色に塗られた範囲がガーデンと書いてあります。ここの面積は庭園等ですか、乾生草地ですか。
- 【事業者】 黄色で塗られているガーデンの部分については、乾生草地で面積を計上しております、ピンクの色がついている所を庭園等として面積を計上しております。
- 【横田委員】 それは植生として正しいですか、乾生草地と言える環境がそこに出来上がるという。(補足資料) 10 の項目の中に書いてある在来種や草地群落等を考慮したガーデンの整備方針という中には、例えばアジサイ、ユリ、スイセンですとか新種、園芸種の植栽と書いてあるのですけれども、それは庭園等ではないのですか。高中低木という低木類も入ってきているようなのですけど。
- 【奥会長】 すぐにお答えいただけないようでしたら、改めて今の御指摘を踏まえてきちんと整理していただいて、次回以降、御提示いただくということでもいいかと思いますが、いかがですか。
- 【横田委員】 そうですね。その方がよろしいかもしれません。
- 【事業者】 ありがとうございます。では、持ち帰らせていただいて、次回に整理させていただきたいと思います。
- 【奥会長】 お願いします。横田委員。
- 【横田委員】 はい。(補足資料) 11 に、生態系ネットワークの考え方を示していらっしゃいます。基本的にサブコアエリアというのが、樹林であったり、雨水の溜まる窪地といった所を位置付けられて、非常にスポット的な環境になってしまっているのですけれども、ここで生態系ネットワーク上重要なのは、やはり草地をどういうふうに保全できるかではないかなと思っています。サブコアエリアというのは、コアエリアを補強するようなエリアである必要はないかと思うのですね。コアエリアに調整池を位置付けるのであれば、調整池周辺というのが例えばサブコアエリアになって、そこが草地の生態系を保全するような補強エリアになっていくというのが、生態系ネットワークとしてはイメージが持ちやすいです。あと、真ん中の芝生広場はさておき、北側の拡張エリアに関しては広大な草地があるはずで、この草地というものが生態系ネットワーク上非常に重要なコアにもなり得る、また保全し得る環境だと思うのです。そのような生態系ネットワークと読み取れないのですけれども、なぜこの樹林とか、スポット的な環境をコアとして位置付けられているのか、このあたりをお伺いしたいなと思います。
- 【奥会長】 いかがでしょうか。
- 【事業者】 そちらにつきましては、それぞれコアエリアとサブコアエリアですが、草地と水辺の環境がある程度確保できるような、そういった場所というところで今設定しているところでございます。
- 【横田委員】 注目種等を見てもみますと、例えばオオヨシキリ、ヒバリという広い草地を必要とするような生き物であるとか、猛禽の餌場となり得る草地というような環境があるわけですね。事業者さんが今お答えいただいた中で、あまり重要なインパクトとして草地を位置付けられていないのではないかなというふうに感じたのです。緑地面積の変化を見ますと、45ha の乾生草地が 26.65 (ha) になるのですね。この乾生草地が、例え

ば先ほどおっしゃった園芸種も含むような乾生草地になっていたとすると、質的にも非常に変化していくような経過になっていくと思います。そもそもの在来種を主体とした乾生草地、高茎草地、そういったものがどのような所に残るのが非常に見えないのですが、そこに関してはこのネットワークにおいてどのように位置付けられていらっしゃるのですか。13 ページの内容とも関連してくると思います。

【事業者】 今いただいた御意見につきまして、草地の重要性というところをもう少し位置付けて確認していくべきというような内容かと理解しております。今回は、サブコアエリアにつきましては樹林や水がある場所というのを設定しておりますが、いただいた御意見は草地の位置付けをもう少し確認していくべきというような御趣旨で、理解は合っていますでしょうか。

【横田委員】 それが正しいと思いますし、まずそもそも事業者の考えるインパクトとして、生態系に対するインパクトとして、なぜ草地が上がってこないのかということは非常に気になっています。

【事業者】 ありがとうございます。現状そういう整理になっていないところもあるかなと、そういう文章になっているかなというところもありますので、こちらにつきまして一度持ち帰りまして、整理し直させていただきたいと思います。

【奥会長】 はい。それでよろしいですか、横田委員。

【横田委員】 はい。園芸博で園芸的な植物が入る範囲に、更に植栽をされる必要性がどこにまずあって、その場合にどういった環境がその自然の草地にできるのかということ、とても大事なゾーニングだと思うのです。ですから園芸博由来の環境が、どこの範囲が引き継がれるのか、それから園芸博で使わなかった自然由来の草地がどのような範囲で残せるのかということ、きちんとしていただきたい。そうでないと、変化しない、現況に近い状態に回復するとはなかなか言い難いのではないかと考えます。御検討をお願いします。

あと、水際の植栽の話で（補足資料）9番、14番がありますけれども、水路の陸地化の対策をどう考えているのかが気になりました。やはり復元的に湿性草地を維持するためには、そのための管理も当然セットになっている必要があるかと思うのですが、一時的な絶滅危惧種の代替移植地周辺なども含めて、もう少し湿地として維持し続けるような、投資をするエリアというのをきちんと決めた方がいいのではないかなと思ったのです。このようなことはお考えになっていますか。

【奥会長】 はい、いかがでしょうか。

【事業者】 ありがとうございます。まず止水域等の設置につきましては、（補足資料）9番の方ですね、調整池4の中につきましては止水域は創出していかないと考えております。場所につきましては、当然我々の中で検討中ではございますけれども、下の図 9-1 の中の和泉川の流域におきまして、今調整中、検討中という形ではございます。止水域につきましては創出していくという形で考えております。

【横田委員】 止水域の話をしているのではなくて、流路周辺が陸地化していく、堆積物などで陸地化する恐れはないのかということ。それに対してきちんと管理をしていく必要があるかと思うのです。そういった管理のスポ

ットはどういう所になってくるのかということです。

【事業者】 流路の陸地化とおっしゃるのは、先ほどの和泉川の止水の時間があるのでその時間に陸地化すると、そういう意味で合っていますか。

【横田委員】 流路自体に堆積物がたまっていく、維持管理の話です。

【事業者】 そこは、適切に維持管理をすることになるかと思います。

【横田委員】 それはそうなのですが、生態的な管理としてということですね。例えば、タコノアシみたいな湿地の攪乱依存種もありますよね。こういったものは攪乱がないと恐らく、一方的に乾生化していくと維持できなくなってきますよね。そうしたときに、どのような攪乱を検討されているかということです。

【事業者】 ありがとうございます。すみません、お待たせいたしました。現状、プランを検討中のところでございますので、そのプランに応じて順応的な維持管理ができる対応は行っていくつもりでございます。まだ具体的な整備の中身が確定してございませんので、そちらが決まりましたら、今いただいた攪乱の話も含めて適切な維持管理の対応をしていきたいというふうに考えてございます。そちらの内容につきましては、移設・移植の話（補足資料）14番の26ページ、時期の表の下、ポチ4つ目に記載させていただいております通り、その後につきましても順応的に維持管理をしていくという形の中で対応させていただければよろしいかなと考えてございます。

【横田委員】 これも具体的にまた御説明いただきたいのですけれども、まずそもそも順応的と呼ばれることはどのようなことを指しているのかということと、代替植生地をどのような所にとろうとされているのか。それから、先ほど申しあげました人為的攪乱などの生態系のための管理のサイトというのを水辺でどのように考えているか。これは特に水路周りと思えますけれども、その3点に関しては、是非また教えていただきたいと思えます。

あと最後、景観と触れ合い活動についても御説明いただきましたので、こちらに移らせていただきます。景観の、まず価値の変化に関して、二重丸から二重丸でこれは変化がない、高いまま変化がないというような評価になっています。例えば、（補足資料）29ページの人工的土地利用域の現況ですが、三角から三角になっているのですよね。人工的土地利用域といっても、見えている景観は半自然的あるいは農地由来の土地というような、ある意味、二次的な自然が見えている中で、下（供用時）はそれが造成されたような環境になっているのです。ここで、例えばその三角から三角という根拠が何かというと、現況から大きな変化はないと書いてあるのですよね。これは人工的か人工的でないかという観点から、元々の土地利用が人工的かどうかというような観点から書かれていますけれども、やはり生態系の景観的価値というのは、その土地利用の上に出て上がっているその環境が大事であって、使われ方がどう変化するかというようなことのみで評価されるべきものではないということで、この三角から三角という根拠はちょっとよく分からなかったです。同じようにですね（補足資料）33ページですか、逆にこの地点22で樹林が点在する広大な草地域の供用時ですけれども、これが自然性として二重丸から二重丸ですね。これもやはり景観として大きく変わるにも関わ

らず、大きな変化がないと書かれていて、そこにとっても何か違和感を感じるのですけれども、その点についていかがでしょうか。

【奥会長】 はい、いかがでしょうか。

【横田委員】 自然性というのは、その自然度を感じる度合いというふうに言ってもいいかなと思うのです。状況としてはだいぶ変わっているようにみえるにも関わらず大きな変化がないということだったり、一定の状態が多分高いのだけれども低いとされている点です。

【事業者】 今(補足資料) 29 ページに示しておりますフォトモンタージュですけれども、供用時の地点 18 の正面のところに見えている造成される茶色で示している土地については、土地区画整理事業の実施区域になっておりまして、本事業の対象事業実施区域の人工的土地利用域として区分した景観区の中には含まれない範囲になっております。本事業の区域内の人工的土地利用域の景観区のエリアで評価すると、自然性というところで、元々メヒシバ-エノコログサ群落ですとか植栽樹群が広がっていて、さらに奥にグラウンドも存在しているような状況で、それが供用時においては同じように樹林や草地、グラウンドが整備されるということで、自然性としての景観は大きく変化しないというふうに予測しております。

【横田委員】 そうすると、ここで言っている現況というのは、土地区画整理後ということですか。

【事業者】 ここでいう現況は、土地区画整理事業前なのですけれども、場所としてはこの見えている範囲のうち、茶色の造成区域、土地区画整理事業で造成される範囲は、人工的土地利用域には含まれないというふうに考えております。

【横田委員】 その理由がよく分からないですね。土地区画整理事業の場所が人工的土地利用域に入らないということの意味が、よく分かりませんでした。

【奥会長】 私も分かりません。すぐにお答えいただけないようでしたら、ここもきちんと整理して、改めて御説明いただきたいと思いますが、重要なところですので。

【事業者】 はい、承知いたしました。申し訳ございません。今の御指摘は土地区画整理事業というより、今のその表記ですね、現況の部分が土地区画整理事業後ではなくて、あくまで本当の現在の現況を示しているところがこの三角から三角にですね、その差に見られないといえますか、そういうふうに見えないことかと思えます。ですので、再度、内部で調整いたしますが、現況の方の内容を、下の供用時と同様にフォトモンタージュ的なもので区画整理事業後の内容にできればそれを作成して、どこが変わったかみたいなのが少し分かるようにできるかどうかを含め、調整させていただきたいと思いますが、そのような修正でよろしいでしょうか。

【横田委員】 区画整理事業後が現況だというのは、他のその項目との整合性は大丈夫ですか。

【事業者】 すみません。ちょっと確認をさせていただきたいのですが、地点 18 の方の供用時の、先ほど少し説明しましたが、茶色になっている手前部分につきましては、本事業の公園区域外であるために今回の評価の中には含めていなかったのですが、今の御指摘は、この茶色の部分も含めてど

のように見えるのかというところを評価すべきという御指摘でよろしいでしょうか。

【横田委員】 逆でして、土地区画整理事業も囲繞景観の一部ですので、土地区画整理事業のフィールドが見えているのは全く問題ないと思いますね。

【事業者】 はい。

【横田委員】 そこにその状態で、現況というのは土地区画整理事業の前だと思うのですね。

【事業者】 そうです、はい。

【横田委員】 土地区画整理事業の前の景観の状態が、適切に評価されてないのではないかという指摘です。

【奥会長】 今の御指摘、大丈夫ですか。

【事業者】 はい、すみません。先生の御指摘事項は承知しましたので、改めてもう一度整理をさせていただきたいと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

【横田委員】 はい、お願いします。

最後に、触れ合い活動の場なのですけれども、桜について資料を載せていただきましたけれども、桜は（サクラ）広場だけではなくて、ガーデン3、4側にもかなり植栽されるというような計画のようで、これがだいぶ気になっています。先ほどの環境の変化ですよね、環境の変化で草地と呼ばれていた所に桜が点在する。そうすると、やはり人々の活動の在り方として、もちろん花見の時期の利用は影響が一番大きいですが、それ以外の時期においてもやはり桜を主体とした景観、植栽、並びにその下を覆う草地群落となりますと、先ほどの乾生草地と質が全く違うのではないかなというのが私のイメージです。桜がお花見の場を誘発するのは大変望ましいことではありますけれども、はっきりと生態系としてのエリアの中で、どのようにその桜を使うかということは、やはり御説明いただいた方がいいのではないかなというふうに思いました。

同様に、自然体験に関しても、先ほど別の資料で立ち入りに関する話があったと思うのですが、利用制限エリアですね、（補足資料）12番。これも水を溜めない調整池に柵をして、水のありそうな場所には近づけないような形に見えたりするのです。もちろん保全対象種が移植された場所には立ち入るべきではないと思いますが、そもそもその全域を柵で囲うというようなことが、最初から必要なのかということはとても疑問に感じるところであります。これを見ますと桜の周りには人々がお花見はできるけれども、生態系として保全するような植生が残るエリアには全く入れないというような、非常に二極的な線引きになっているように見えて気になっています。これだとお花見にしか来ないということになってしまわないのか懸念しているところです。その辺り、今、いかがでしょう。考えがあればお願いしたいと思います。

【奥会長】 はい、いかがでしょうか。

【事業者】 ありがとうございます。まず利用制限エリアの方でございますけれども、すみません、ちょっと表記の仕方が問題だった部分もあるかもしれませんが、保全対象種のあるところを面的にサンクチュアリ的に囲うということを想定しているわけではなく、例えばですけれども、次

の（補足資料）18 ページのイメージにあるようなある程度、園路を設定しながら、人の歩く場所を少し明示しながらですね、なるべく踏圧みたいなものが、現実的にいろんな所に入らないように少し誘導するような形で、自然の部分への過度な立ち入りはせずとも人の移動は誘導できるような形にさせていただこうかなと考えています。ですので、立ち入りを完全に禁ずるといような形での検討ではないということで、御理解いただきたいなというふうに考えてございます。

【横田委員】 ぐるっと囲ったら、またがないと入れないです。全く入れないのではないですか。

【事業者】 この（補足資料 17 ページ）図の 12-1 の赤線を御覧いただいて、多分そこがロープというふうに御認識いただいたという理解でよろしいですか

【横田委員】 はい、そう読みました。

【事業者】 すみません、こちらがですね、この赤線でロープを囲うということではなく、この範囲の中で場所ごとに、そういう対応をとっていくようなイメージを想定してまして、こちらが立ち入り禁止区域というふうになるものではございません。赤線の中にも園路を設定しまして、その園路の中には入っていきけるような整理にさせていただきますので、こちらの中にも一応入れるという想定でございます。

【横田委員】 はい、やはり学ぶとか、体験するという要素をきちんと確保することはとても公園の在り方として大事だと思いますので、そこはきちんとですね、利用制限が何なのかということをはっきりと書いていただいた方がよろしいのではないかとこのように思います。逆に言うと、許容するものであるとか、何ができる環境として整備するのかというようなことも、分かるようにしていただきたいなと思いました。

【事業者】 承知しました。そこは表記の方を修正させていただきます。

【横田委員】 ひとまず以上です。ありがとうございました。

【奥会長】 はい、よろしいですか。

【事業者】 ありがとうございます。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。それでは藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】 はい、よろしくお願ひします。すみません、前回、前々回と欠席をしていてちょっと把握できてない部分がありますので、その点も含めてお聞きしたいのです。まず、お願ひをいくつか先にさせていただきます。（補足資料）11 ページ、横田委員が発言された内容に関連してくるところもありますけれども、やはりまずは横田委員が言われているように湿性の環境ですよ、どうやって維持していくかという部分。それは草地の維持でも関連してくることだと思いますので、特に現状かなり大規模な草地がありますけれども、それが改変後はかなり小規模になると思うのです。小規模になればなるほど、その草地の維持というのはものすごく大変になってくると思います、遷移にあおられてしまって。そういう維持、設定、その環境を作って終わりではなくて、その環境をどうやって維持していくのかという部分をしっかり計画立ててほしいと思います。

あと、これは私の専門外の話なので、横田委員に聞いていただくことになるかと思うのですけれども、（補足資料 9 に）支流 2 のところで、水が伏流水で冬になくなってしまいうという話を書いてあるのですけれども、

植生する樹木の種類によっては、その水の吸い上げ量が多すぎて沢を枯らしてしまう種類もあると思いますので、その点、専門の方にしっかり確認して、そういう沢を、水を余り吸い上げないような種類というのでも検討してほしいと思いました。

ここからは質問なのですがすけれども、(補足資料) 11 ページの中で、支流 2 で渇水期の水が枯れるということで、湧水は一般に水温の変動が小さい傾向にあるけれども、調整池に水を溜める構造とした場合には、気温の影響で水温の変動が大きくなるなど水温、水質が現状から変化する可能性があるというのは、これは下流に向けて、質が落ちた水が流れるから良くないという意味なのでしょうか。まずそこは確認させてください。水が溜まったことで水温が上がって水質が悪くなる部分が、なぜそれが水を溜めない理由になるのかという部分をまず確認させてほしいと思います。

【奥会長】 はい、御回答お願いします。

【事業者】 この地域は、伏流水からの湧水環境になります。下流部を含めて湧水環境の関係になりますので、その観点からこのような記載にしております。

【藤井委員】 水を溜めてはいけないというような捉え方に見えるのですよね。これは、元々は、もっと水辺環境を年間を通して維持した方がいいのではないかという御質問から始まった答えなのだと思うのですが、ここは湧水であって、湧水ではなく水を溜めると水温が上がってというような話があって、だから水は溜めないみたいな話をされているので、それがなぜ悪いのかという部分をお聞きしたいのです。元々こういう公園整備の大きな環境を改変していく中で、現状だけを残すというのではなくて、やはりミティゲーションとして、より良い環境を作るという部分もすごく重要だと思うのですよね。その中で、現状は湧水なのだから、もう湧水以外は入れませんというような話でいいのかということもあると思うのですが、なぜその水を溜めるのがいけないのかという部分を御説明いただければと思います。

【事業者】 豪雨があつて湧水量が増えて水が溜まるような構造にはなっているのですがすけれども、あえて堰を造ったりとかですね、そういった日頃から溜めるといふふうになりますと、元々湧水量が少ない地域になりますので、滞留時間が非常に長くなるということから、大きくその水質、水環境の変化が生じるのではないかと、そういった観点から記載したというところでございます。

【藤井委員】 その水環境が悪化するという、それが悪いという意味は、下流にその水が流れて下流の生物に影響するかもしれないということから言われている話ですか。

【事業者】 そうです。主には水温が、これまでは 15 度から 20 度ぐらいのものがかなり上がってしまうとなりますと、水辺の生物にも影響があるかなというところで考えております。

【藤井委員】 水が枯れてしまつては、もうその水の中の生き物も何もあつたものではなくなるので、水を枯らさないという部分は一つポイントになると思うのですよね。ただ、その水温が上がること、水質が悪化することで例えば下流に影響が出るとか、そのすぐ近くにホトケドジョウの生息場所

があったと思うのでそういうところに影響が出るとか、そういう話なのであれば、まずはちょっとシミュレーションができないかなというのが1つの提案です。実質どれくらい上がって、どれくらい生物に影響が出るかという部分をシミュレーションしてほしい。その上で水が溜められるのであれば、水は溜めてほしいというのが一つお願いです。水を溜めるような、その攪乱をしないと、先ほど横田先生が言われていましたけれど、そういう攪乱がないと生き残れない生物もいますので、そういう部分は検討してほしいです。

あともう1つは、近くのオリフィス付近に小規模な止水域を造るということが書いてあるのですが、これは支流の本川とは離れた所に造ることですか。支流にこれが連結していると今言われていることが、全く矛盾してしまう話になるので、ちょっとその辺もお聞きしたいと思います。

【奥会長】 はい、いかがでしょうか。

【事業者】 はい。まず支流2の部分につきましては、御理解いただいているかと思いますが、湧水が主のエリアになりますので、流量としてはすごく小さいことが確認されております。そういった意味でもですね、現行の計画では、この支流2の付近に常時水を溜めておくような計画にはしてございません。また、少ない流量の湧水の中で溜めておくのは、ある程度容量の大きい貯水池を造ってしまいますと、先ほどの水温であったりだとか、水が止まったままになりますので、死に水のような水質自体の悪化等も考えられますので、現状我々としましては、現況の湧水量に適した現況に近い形での調整池の中の設えというのを考えているところでございます。一方で下流部につきましては、ホトケドジョウの生息環境というところで、小さい流量の中で生息できるだけの水を確保するためにですね、下流部におきましては一部に止水域をして、常に水が溜まるような場所も造っていくというような計画で考えてございます。

【藤井委員】 オリフィス付近は1年中水が確保できるということではよろしいでしょうか。支流2の本川は水が枯れるけれども、それとは別に枯れない場所がある、それを使って止水域は確保しますよという御提案という理解でよろしいですか。

【事業者】 はい、そのような形で今検討したいというふうに思っております。

【藤井委員】 はい、ありがとうございます。年間枯れない湧水がこのオリフィス付近にあるということなのだと思うのですが、その止水域、どれくらいの面積の止水域ができそうな予測か分かりますか。

【事業者】 現状ちょっとまだ分からない状況でございます。

【藤井委員】 分かりました。是非、こういう止水域ができる面積だとか、いろんなことをシミュレーションしていただかないと、多分、こういう湿性の環境を維持できるかどうか、どうやって維持するのかという検討もできないと思うので、そういうところはいろいろ検討していただいて、資料を作っていただければとても有り難いかなと思います。この点は以上にさせてください。

【奥会長】 はい。

【藤井委員】 (補足資料) 22 ページを見せていただいているいいですか。ここのメヒシバ-エノコログサ群落、チガヤ群落とか畑地とかある中に、注目すべき

種としてオオヨシキリと書いてあるのですけれど、オオヨシキリはどちらかという隣のおギ群落だとかヨシだとか、丈の高い草地で営巣する鳥なので、ここには入らないのではないかなというのが1点気になった点です。ここは指摘だけです。

次の(補足資料)25ページ、(画面に)見せていただけますでしょうか。(補足資料)25ページの移設・移植時期についてですけれども、ここで気になったのが表14-1の移設・移植を行う保全対象種という中にハグロトンボとかヤマサナエ、ナツアカネ、クツワムシもそうですけれども、1年の中で卵から成虫にサイクルをする種類がたくさん入っているのですよね。こういう種類を一時的にどこかに飼育してというのは、クツワムシはともかくとして、トンボの類いをそういうことができるのかという話と、飛翔性があるそういうハグロトンボとかヤマサナエ、ナツアカネをわざわざ近隣の池に捕まえて持って行くということが本当に必要なのかも含めて、どういう移植を考えているのかを教えてくださいたいと思います。

【奥会長】 お願いいたします。

【事業者】 現状ですと、トンボ等のいわゆる移動できるものにつきましては移動されるものという前提で今考えておりますので、いわゆる確保してというようなことは、現状はまだ検討してございません。トンボ等につきましてはです。

【藤井委員】 では、ここに書く意味があるのかという話になってしまいます。移設・移植を行う保全対象種と書いている表の中で、これは移植しませんと言われると、何の表だという話になると思うのですよね。おそらくそこに生息する種を絶やさないために、こういう種類を挙げていただいているのだと思うのですが、実際にただ挙げるだけではなく、移植するための方法、できるのかできないのかも含めて検討した上で表を作った方がいいと思うのですね。例えばナツアカネとかは季節性で標高の高い所に上がって、また秋になったら降りてくるというようなそういう種類でもありますし、そういう移動性のある種をどうやって移設という概念で縛るのか。あと、もし幼虫という部分で考えた場合でも、その下(表14-1)に生態系のところには「シオカラトンボ(幼虫)」と書いてあるので、ここでは成虫のことを言っているのだろうなという理解だったのですが、それが適切にできるのかどうか、そういうことも含めて保全対象種という部分を括っていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。取りあえず、私の方からは、以上になります。

【事業者】 ありがとうございます。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。シミュレーションをした上で管理の方法も示してほしいという御要望もありましたし、この表についても改めて整理をお願いしたいということもありましたので、どこまで、特にシミュレーションについて御対応いただけるのかは事務局と相談していただいて、御回答をお示しいただければと思います。

【事業者】 はい、ありがとうございます。ちょっと検討してまいります。

【奥会長】 はい、お願いいたします。他はいかがでしょうか。では酒井委員、その後、宮澤委員でお願いいたします。

【酒井委員】 よろしく申し上げます。お話を伺っていて思ったのは、保全のターゲ

ットといたしますか、元々の生態系というのが少し混乱している感じがします。今、あの場所の土地の利用の仕方というのは本来の里地里山ではないので、例えばメヒシバ-エノコログサ群落の広大な草地が広がっているというのは、そういう意味で自然とも言えないです。里地里山、人間の二次的な自然というのは、その時点ではもう本来の自然ではないわけですが、捉え方がこの文章の上で少し混乱したところがあるのかなと。つまりですね、喪失する自然のところでは上瀬谷らしいとか、日本の原風景とかという言い回しが出てきていて、ここに米軍基地がなかったと想定した、あるいはなかったときにその周辺に広がっていた景観みたいなそういうイメージですよ。ということを念頭に置いて、それからもう1つ、土地区画整理事業をやった後というのもこの事業の前段階で、それもまた一種の元々のという意味なので、その3つが時々混線している感じがしているというのが印象です。

それと、メヒシバ-エノコログサ群落の草地の重要性とか、その守る意味みたいなものをどういうふうに設定するのかというのは、本当に価値観のような問題だと思うので、私個人としては余り思い入れはないのですが、それは皆さんの判断ということだと思います。あと、ガーデンの断面図の(補足資料)14 ページのところなのですが、この説明のところ、ガーデンの作り方のところで、(ガーデン)3の方というのは日本の自生種、郷土種を主体としてそれに伝統的園芸植物も含めると、アジサイとかを入れますとあり、イメージがつかますし、よろしいかと思うのです。ですが、伝統的な園芸植物と日本の自生種、郷土種を主体とした本来の里山的なものを想定されているかと思うのですが、例えばそういう里山的な景観のところの林縁にアジサイを並べて植えるとかがよくありますが、その辺のセンスですね、その辺はちょっと注意をしていただいたらいいのではないかなと思いました。しかも、ガーデン3というのは、その中央部分が比較的的自然状態に近い、まさに本当に生物多様性、人の利便性というよりはどちらかと言えば生物多様性を守るというような所なので、そこでの連続性というのもあろうかと思うので、少し注意していただければと思います。感じたのは以上です。ありがとうございます。

【奥会長】 よろしいですか。今コメントと、気になる点ということで、今後に御留意いただきたい点をお話いただいたと思います。御回答は特に不要ということでよろしいですか、酒井委員。

【酒井委員】 すぐにぱっと答えていただくことがあるのであれば。どちらでもいいのですが。

【奥会長】 はい、何か御回答が、事業者の方からあればですね。

【事業者】 ありがとうございます。いただいた部分、注意すべき点とですね、御意見として承って今後の検討の方に活用させていただければと思っております。はい、ありがとうございます。

【奥会長】 はい、最初の方で御指摘された点については、特に横田委員の御指摘とも関連するかと思いますが、「現況」と言った場合にどの時点を現況として捉えているのかということですね。そこは、やはり明確に分かるようにしていただくということは重要だと思います。

【酒井委員】 そうですね。理念というか、そのビジョンですよ。何を目指すのか

という理念、ビジョンというのを明確にした方がいいかなと思いました。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。それでは宮澤委員、お願いいたします。

【宮澤委員】 確認と、それから質問というか意見です。

先ほど田中修三委員が御指摘されたところで、この補足資料でいうと9ページになりますかね、事後調査のところですか。趣旨は非常によく分かったのでそれでいいのですが、ただちょっと記録として残すのにはいかがかなと思ったのが、事後調査によって、その調査結果を活用しますというふうに記載されているのですが、その辺で議論としては収束したかと思うのですが、ここの部分は私達としては更なる対応措置を強化すると、その旨を評価書にきちんと明記していただきたいというのが多分田中修三委員の御指摘だと思うので、そこをはっきりさせていただきたいと思います。評価書においては、事後調査によって対応が必要となったときにはその対応措置を強化すると明記すべきだと考えます。更なる対応措置を強化すると明記していただきたい。

それから、これは横田委員がずっと追求していたところで、15ページになりますかね、補足資料の。これは一番下の2行ですかね、図の上の、コアエリア及びサブエリア間を水路うんぬん、ネットワーク化することでうんぬんとあります。この草地、このネットワーク化するときの草地の復元がかなり大事なのだというお話だったと思うのです。その規模、どの程度の規模で、ボリュームで確保するのか、あるいはどういうやり方ではどういうものが再生できると考えているのかという辺りをもう少し明確に示していただきたい。再生方法と規模というのですかね、その辺をもう少し明確に示していただきたいと考えます。

これとも絡むのですが、これは19ページですね、補足資料の19ページ、これもお願いでございます。現況に近い状態に回復する具体的根拠についてということで、かなり詳細に書かれています。ただ、本件は重ねて事業者の方が書かれていますのですけれども、土地区画整理事業によって基本的に全て改変されてしまうと、それをミティゲーションすることの立ち位置だと思うのです。そうしますと、この（補足資料）19ページ以降の資料を拝見しても、どう見ても現況に近い状態に回復するとは思えないのですね。どの方が見てもこれで現況に近い形に回復するのだとは思わない、残念だけれど。現況に近づくように努力しますと、せいぜいそんなところですね。ですので、こういうような書き方がこれでよろしいのかというのが、私の意見でございます。このような書き方が景観でしたかね、圍繞景観の価値のところの評価の表にも出てくるのですね、自然性のところで現況と変わらないというようなこと。これはどう見ても違和感があるので、この辺の表現をもう少し適切な表現に変えるべきではないかと。どういうのが適切かというのは今すぐ申し上げられないのですけれども、違和感を非常に覚えます。

それからこれは27ページですね、補足資料の、和泉川の移植等です。すみません、（補足資料の）25ページからいきます。移植・移設なのですが、これについて丁寧に書かれているかと思えます。ただ、これは私が素人だから余計思うのかもしれませんが、移植・移設の方法とか規模、あるいはどういう場所で確保して行うのか、プラ舟だとかは書いて

あるのですけども。それから草地のですね、再生というか、復元というのはどんなふうにしてやるのか。この場合の移植とか移設は、現状の草地の状況の保全も種子とか何か取ったりするのでしょうか、そうしたことは在来種をきちんと残してまた復元するのか、それが分からないので、その辺のところも加えて説明していただきたいです。

次なのですが、(補足資料の) 27 ページの和泉川があるところでホトケドジョウが出ていまして、これは注目種ですからそうなるのでしょうか、私がよく分からないのは、ホトケドジョウが生きていくにはその生息空間というか生息環境があって、それが保全されないと多分生きられないのではないかと。ただ水だけが保全されればいいだけではないのだらうと思うのです。底生生物とか底生植物とか、水生植物とかそういうのがあると思うのですが、その辺は考慮しなくていいのかが分からないので、これは質問なのですけども、こうしたホトケドジョウという注目種を注目するのは当然だと思うのですが、それだけで足りるのかと。こうしたところが私にはよく分からない。その生息環境を含めての保全ではないのかなという気はするのですが、その辺を教えていただければと思います。以上でございます。

【奥会長】 ありがとうございます。それでは、まず御質問ありました最後の点ですね、今画面に出ていますので、こちらについてお答えいただければと思いますが、いかがですか。

【事業者】 ありがとうございます。では、まず(補足資料) 14 番の方のホトケドジョウの関連でございますけれども、当然そのホトケドジョウが生息できる環境はそここの場がないと意味がないと思ってございますので、それにつきましては引き続きですね、専門家の方の御意見を聞きながら、その生息環境が確保できるような水路等にしていくよう検討してまいります。

【奥会長】 はい。よろしいですか、宮澤委員、今の点は。あと、大きく3点ありましたけれども、1点目は事後調査結果を踏まえて対策を強化する旨も評価書に記載してくださいというお話ですが、対策に繋げていくということを書き込んでくださいということだと思います。

【宮澤委員】 事業を実施する上で、そうしたことをきちんと書き込むというのが、住民からすればやはり安心に繋がるわけです。それがないと、単に活用しますだけだとさっぱりで、どこまで活用してくれるのかとなりますので明確に書いていただきたい、そういう意味です。

【事業者】 ありがとうございます。本件につきましてはですね、土地区画整理事業との関連もございまして、そちらと調整しながら書き方等についても、こちらの方でも検討させていただきたいと思っております。

【奥会長】 はい、お願いいたします。

2点目は横田委員の御指摘と重なります。ここは改めて整理していただいて、面積ですとか庭園等がどれぐらいの割合を占めるのかを整理してまた出していただきますので、次回以降の資料を見た上で御議論いただければと思います。

あと、移植の方法ですとか具体的な場所ですね、その辺についても先ほど藤井委員から御指摘いただいた点と重なりますので、そこもまた改めて御検討いただいて、資料等で御提示いただくということをお願いいたします。

- 【事業者】 分かりました。できる、できないを踏まえて、整理して確認させていただきます。
- 【奥会長】 はい、ありがとうございます。よろしいですか、宮澤委員。
- 【宮澤委員】 1点、先ほど申し上げた通り、現況に近い状態に回復するという表現はどうしても私は違和感があります。ですので、再考していただければと思います。
- 【奥会長】 この点も、横田委員の御指摘と併せて御説明を次回以降いただくことでお願いします。
- 【事業者】 はい、承知いたしました。記載内容も含めて再度検討させていただき、次回にお示しさせていただきたいと思っております。
- 【奥会長】 お願いいたします。よろしいでしょうか、宮澤委員。
- 【宮澤委員】 はい。
- 【奥会長】 ありがとうございます。他はいかがですか。だいぶ時間が押しておりますけれども、挙手されている方はいらっしゃらないですね。それでは他にないようでしたら、もう一つの説明会の開催について御説明いただくということになっていきますので、そちらの御説明を事業者の方をお願いしてもよろしいでしょうか。
- 【事務局】 恐れ入ります、事務局でございますが。
- 【奥会長】 どうぞ。
- 【事務局】 審議が長引いております、会議室の関係で、この後非公開審議も予定してございますので、よろしければ説明会の開催の方については次回以降にまたお願いするという形でいかがかと考えてございます。非公開審議の方に、よろしければ一旦ここで。
- 【奥会長】 それでは、説明会の開催は次回にさせていただくことにしますね。それでは、ただいまのやりとりを持って、ここで一旦閉じさせていただきますことよろしいですか。
- 【事務局】 はい。
- 【奥会長】 分かりました。補足資料の中に温室効果ガスとグリーン電力についての内容もありまして、そちらについては、本日御専門の田中稲子委員が御欠席ですので、事務局の方から田中稲子委員に御質問等があるかどうか確認していただいて、必要に応じて事業者の方とまた調整をしていただくということでお願いいたします。
- 【事務局】 はい、承知いたしました。
- 【奥会長】 それでは事業者の皆様どうもありがとうございました。ここで一度退出していただくのですね。どうしますか、そのままいていただいてもいいのですか。
- 【事務局】 一度ですね、先ほどの議事の件だけは非公開の前に御説明をしたいかと思いますが、事業者の方につきましては一度ここで御退室をと思います。
- 【奥会長】 分かりました。御退出お願いいたします。
(事業者退出)

オ 審議

- 【奥会長】 それでは審議に入るということで、追加の御質問、御意見はございますか。よろしいでしょうか。よろしければ公開対象の調査審議はこま

でとさせていただきます。その後、本案件については不開示情報を含む審議が継続されるということになっておりますので、事務局に一旦ここでお返しいたします。

【事務局】 すみません。その前に、先ほどの会議録の件を整理させていただきます。会議録ですけれども、この場で皆様の方で修正内容を確認いただければ、それで確定ということになります。修正内容ですけれども、会議録の12ページ、前のページから田中修三委員の意見がありまして、12ページの18行目のところですね、「どれくらい流出量が増加」というふうになっているところを「どれくらい流出量が減少」という形で修正させていただきたいと思っております。皆様の方で了承いただければ、会議録の修正ができるという形になります。

【奥会長】 (会議録)12ページですね、今出していただいています。

【事務局】 はい、今カーソルがあるところです。「流出量が増加」というところを「流出量が減少」という形に修正したいと思います。

【奥会長】 では、ここに修正を加えるということで御了承いただけますでしょうか、皆様。大丈夫ですね。では、「流出量が減少」というふうに変更して、これで会議録を確定させていただきます。

【事務局】 審査会終了後、念のために皆様に修正した文書を送らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【奥会長】 では、そのようにお願いいたします。では、どうぞ事務局。

【事務局】 それでは、ここから不開示情報が含まれる事項を審議しますので、非公開とさせていただきます。恐れ入りますが、傍聴の方はここで御退出をお願いいたします。

(傍聴者退出)

- 資 料
- ・(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 **事務局資料**
 - ・(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書に関する補足資料 **事業者資料**
 - ・(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の説明 **事業者資料**